

鯖江市豊小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 6年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、こうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、鯖江市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは

- ・ 当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
- ・ けんかやふざけ合いであってもいじめから除外せず、見えない所で被害が発生している場合もあるため、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を

大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合い、相手を思いやる人間力を高めます。

- 一人ひとりの個性を尊重し、いじめを抑止する学級集団づくりに努める。
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自他の違いを認め、他の人を大切に思い、行動できる態度を育てます。
- いじめをなくす活動を、児童自らが取り組めるように指導する。
縦割り班活動や集団宿泊体験等、児童の絆を深める活動を主体的に行うことで、お互に認め助け合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育を推進し、「和」を大切にする心を育む。
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、「思いやり」「認め合い学びあう」「感謝」といった「和」を大切にする心を育てます。
- 規範意識等の醸成
低学年から規範意識等の醸成に努めることで、いじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめ防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等の取り組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取り組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報を学校の中で共有し、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間指導計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等の取り組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

- 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善に努め、わかる授業づくりを進めます。

○いじめを許さない、見逃さない学校・学級づくり

学校生活全体を通して、ポジティブ教育を計画的に行い、感情をコントロールできる力や、思いやりをもって相手と交わっていく態度を育て、個々の感情をコントロールできるような方策を推進します。また、Q-Uの実施と活用により、児童が安心して落ち着ける学校環境を提供します。

○学校におけるいじめ防止等の取組みの一層の充実を図るために、法的見地からいじめの未然防止を児童生徒に考えさせる授業を実施します。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。また、縦割り班による日々の活動や行事、異年齢の交流活動など児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

○インターネットや情報機器に関する指導

「豊っ子スマートルール」を定期的に配布し、「わが家のルール」づくりとふりかえりを継続的に行うことで、児童及び保護者にインターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての意識付けを行います。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○開かれた学校づくり

いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

①発達障害等の障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

教職員一人ひとりが「本校ではいじめはない」という先入観をもたずに、日常の子どもの様子を注意深く観察するとともに、教育相談週間等に子どもとの面談を計画的に行うなど、早期発見に積極的に取り組みます。また、毎月の職員会議では、「気配りの必要な児童」についての報告を各学年・学級から行い、職員間での意見交換や共通理解を図ります。大休みや昼休みには、看護当番が校内巡視を行い、気になることは小さなことでも学級担任等に報告し、必要に応じて全職員で

対処します。

○アンケートの実施

毎月1回以上、学校生活やいじめに関するアンケートおよびスクールカウンセラーや担任との教育相談を行い、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の共有と記録

些細なことでも日ごろから情報交換するとともに、職員会議等で気がかりな児童について必要な情報を全職員で共有し、注意深く観察を継続して、適切に記録していきます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や「見守り隊」等の関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童、関係児童への対応

<いじめと疑われる行為があった場合の教師の対応>

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めます。
- ・軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行います。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞き、対応します。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめに対して客観的で正確な実態把握を行います。
- ・いじめ対策委員会を開き、対応を協議します。
- ・特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげる。

<いじめと確認された後の児童・保護者・地域等への対応>

ア いじめられている児童への対応

- ・いじめられている児童の立場に立って、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞きます。（秘密の保持の確約）

- ・最後まで守ってくれる人がいるという安心感をもたせます。

イ いじめている子どもへの対応

- ・事実を確認した上で、いじめはいかなる理由があっても決して許される行為ではないことを理解させます。

- ・いじめられている子どもの心の痛みを共感させます。

- ・いじめでしか自分を表現できなかった児童の気持ちを引き出します。

- ・学校内外での諸活動を通して、本人の所属意識や自己有用感を高めます。

ウ いじめを見ている周りの子どもへの対応

- ・すべての児童にいじめは、いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させます。
- ・観衆や傍観者も加害者になることを理解させます。
- ・全児童にいじめを自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。

<保護者への対応>

ア いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとで信頼関係を築きます。

イ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得ます。

<PTAや地域との連携>

- ・いじめの問題について保護者同士で考えてもらう機会を設けます。
- ・学校と保護者との情報交換や意見交換の機会を設けます。
- ・地域から子どもの様子についての情報を提供していただきます。
- ・学校との関係を改善したい保護者への対応の際に、協力や支援をお願いします。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。保護者に対しては、いじめの解決に向けた学校としての対応策を十分に説明した上で、関係機関を紹介し、保護者の判断をもって対応します。

学校としての対応を見直すために、次の場合、関係機関に助言を求めます。

ア 医療機関・スクールカウンセラー等との連携

- ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合。
- ・自殺をほのめかすなど、極度の精神的なダメージを受けている場合。

イ 警察との連携

- ・暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり、金品を要求されるなど犯罪の可能性が予測される場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は直ちに警察に連絡して対応します。

ウ 丹南愛護センターや児童相談所等との連携

- ・いじめの背景に養育上の問題や、子どもや保護者への支援が必要であると判断される場合。

(6) 「いじめの解消」について

・いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を鯖江市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、鯖江市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・鯖江市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- ・報道機関へは窓口を一本化して校長が対応します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に（月1回以上）開催します。

（構成員） 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（低・中・高学年代表）
養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存
 - ・「いじめサポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

鯖江市豊小学校

いじめ対策委員会(常設)

校 長

教 頭

連絡：学級担任等

生徒指導主事、教務主任、当該学年主任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

いじめの情報

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・事実関係の確認
 - ・いじめの認知
 - ・教育委員会への報告・連携
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

【関係教員】

- ・養護教諭
- ・教科担当
- 等

報告
連絡
相談

認知

窓口
教頭

【外部人材】

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 地域・学校協議会委員
- スクールサポーター 他

【関係機関】

- ・市教育委員会
- ・PTA
- ・警察署
- ・愛護センター
- ・児童相談所
- ・医療機関
- ・民生児童委員
- ・適応指導教室
- 他

いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

低学年サポート班 中学年サポート班 高学年サポート班

担任、当該学年主任、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有

- 事実確認作業

- 関係児童への指導・支援

- 関係保護者への対応

- 関係機関との連携

※必要に応じて、警察への協力要請

- 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援の提案

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

鯖江市豊小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確定 ・年間計画策定 <p>↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <p>↓</p> PTA 総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 気になる子について <ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童について共通理解を図る。 	学級開き(自己紹介、めあてづくり、人間関係づくり) ポジティブ SST① <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div>学校探検<ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・自主的な計画 </div> <div>エンカウンター<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくり ・個性伸長 </div> <div>なかよし G 計画<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー育成 </div> </div> なかよしグループ活動スタート <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり <p>-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> アンケート調査・いじめの自己チェック </div>					
	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な状況確認。 校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育 ・学級経営 気になる子について <ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童について共通理解を図る。 	ポジティブ SST② 春の遠足 ・自主的な活動　・絆づくり ポジティブ SST③ 校内体育大会 ・児童の自主的活動　・縦割り班を活かした応援 <p>-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> アンケート調査・いじめの自己チェック </div> <p>-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> ハートタイム担任　・SC による個人面談(4～7月) </div>					
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な状況確認。 指導主事訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・主体的に学習に取り組む子どもの育成 気になる子について <ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童について共通理解を図る。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 宿泊体験活動 ・絆づくり </div> 学校公開日 <ul style="list-style-type: none"> ・SC による保護者との個人面談 なかよしグループ活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり ポジティブ SST④ <p>-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> アンケート調査・いじめの自己チェック </div> <p>-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 教育相談週間 </div>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・定期的な状況確認。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保護者懇談会 ・情報交換と相談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。 </div>						
8 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・振り返りアンケートをもとに、分析。 ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 校内研修 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み </div>						
9 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ・夏休み明けの状況確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。 </div>						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的な状況確認。</p> <p>気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。</p>	<p>校外学習 ・グループ活動 ・絆づくり</p> <p>生活科 ・おもちゃランドへようこそ</p>			ひまわり教室 ・ネットモラル		<p>修学旅行 ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>PTA親子ふれあい活動 ・親子での活動 ・家族の絆づくり</p> <p>アンケート調査・いじめの自己チェック</p> <p>なかよしグループ活動 ・自主的な活動 ・絆づくり ポジティブ SST⑥</p>
11 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的な状況確認。</p> <p>指導主事訪問 ・授業改善 主体的に学習に取り組む子どもの育成</p> <p>保護者懇談会 ・情報交換と相談</p> <p>気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。</p>						<p>中学校授業体験</p> <p>アンケート調査・いじめの自己チェック</p> <p>担任との個人面談</p> <p>ありがとう集会 ポジティブ SST⑦</p> <p>学校公開日 ・道徳の授業公開 ・SCによる保護者との個人面談</p> <p>なかよしグループ活動 ・自主的な活動 ・絆づくり</p>
12 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的な状況確認。</p> <p>保護者懇談会 ・情報交換と相談</p> <p>気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。</p>	<p>人権週間 ・人権クイズ ・ポスター掲示</p>	<p>・関連する道徳</p>	<p>・読み聞かせ</p>	<p>・委員会全校放送</p>		<p>アンケート調査・いじめの自己チェック</p> <p>なかよしグループ活動 ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>年賀状交流 ・地域のお年寄りとの交流 ・絆づくり</p>

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認		生活科 ○大きくなつたよ ・感謝の気持ち ・大切な命				
	アンケートの分析 ・評価アンケートを分析する。						
	気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。						
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況確認。						
	情報共有 ・取り組み評価アンケートの結果を全職員で共有する。	生活科 ○新1年生を迎える会					
	気になる子について ・気になる児童について共通理解を図る。						
3 月	いじめ対策委員会 ・今年度の振り返り ・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・課題と計画の確認						
	保幼小中連絡会議 ・情報連携のための連絡会						
	引き継ぎ会 ・情報連携のための連絡会						